

○根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱

平成25年6月12日教育委員会訓令第3号

改正

平成27年4月10日教委訓令第6号

平成29年1月11日教委訓令第8号

平成30年3月5日教委訓令第3号

平成31年3月5日教委訓令第2号

令和5年4月24日教委訓令第1号

根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ及び文化の分野において、日本国内や世界で活躍するみらいのアスリート・アーティストを目指す根室市の児童・生徒の育成を図ることを目的とする「根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 「根室市みらいのアスリート・アーティスト応援事業」は、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 大会参加に対する助成金の交付
- (2) 講演会・講習会等の開催や鑑賞・体験機会の提供
- (3) 情報収集及び情報発信

(助成対象大会)

第3条 助成の対象となる大会は、次の各号に掲げる団体が主催又は後援する全道大会以上の大会等とする。

- (1) スポーツ
 - ア 国又は北海道、北海道教育委員会
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人北海道スポーツ協会
 - ウ 日本スポーツ少年団又は北海道スポーツ少年団
 - エ その他教育長が特に必要と認めた団体
- (2) 文化
 - ア 国又は北海道、北海道教育委員会

- イ 全国吹奏楽連盟
- ウ 全日本合唱連盟
- エ その他教育長が特に必要と認めた団体

2 前項の規定にかかわらず次の各号に規定する大会については助成対象大会としない。

- (1) 「根室市中学校文化連盟・根室市中学校体育連盟の遠征費助成基準」において助成対象となる大会
- (2) 市内各高等学校において規定する遠征費助成基準において助成対象となる大会
(助成対象者)

第4条 助成対象者は、根室市に在住し、根室市内の小学校、中学校又は高等学校に在学する児童・生徒のうち、前条に規定する大会に参加する者及びその引率者で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 大会要項等に登録の定めがある者
- (2) 大会要項等に登録の定めがない場合は、大会に参加する児童・生徒及びその引率者 (参加児童・生徒が10人以下の場合は1人、11人以上の場合は2人以内)
(助成対象経費)

第5条 助成対象経費については、交通費、宿泊費とし、次の各号に掲げる経費により算出する。

- (1) 交通費は、本市と大会開催地間の移動に要した経費とし、次に掲げるものとする。
 - ア 貸切バス等 (ジャンボタクシーを含む。) を使用する場合は、借上料金 (運転手宿泊代、駐車料金及び有料道路料金など経費を含む。) の実費額。
 - イ 鉄道、船舶、航空機及び路線バスを使用する場合は、それに要した実費額。
 - ウ 自家用車を利用する場合は、1台につき幹線道路による最短の道のりで計算した距離に1キロメートル当たり10円を乗じて得た額に有料道路料金を加えた額とする。
 - (2) 宿泊費は、大会の参加に要した宿泊費の実費額とし、1人1泊につき10,900円を限度とする。
- 2 主催団体や学校等から参加経費の負担や助成を受けた場合は、助成対象経費からその金額を減額する。
 - 3 助成対象経費は、助成対象者が最も合理的かつ経済的な経路及び交通手段を利用したことを前提として算定するものとする。
 - 4 前3項のほか、助成対象経費の具体的算定方法は、別に定める算定基準による

ものとする。

(助成金額)

第6条 助成対象者に交付する助成金の額は、前条の規定により算出した助成対象経費の合計額の4分の3以内の金額（100円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(助成回数の制限)

第7条 助成対象者が同一年度内に受けられる助成の回数は、全道大会で2回、全国大会で2回、国際大会で2回を限度とする。ただし、引率者についてはこの限りではない。

(交付申請)

第8条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に次の関係書類を添えて、遠征を終了した日から6カ月以内に申請しなければならない。

- (1) 大会開催要項
- (2) 収支決算書及び領収書
- (3) 参加者名簿（引率者等含む）
- (4) 大会結果表
- (5) 大会参加日程表
- (6) 大会成績等公開同意書
- (7) 教育長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第9条 助成金の交付を決定したときは、交付決定通知書（別記第2号様式）により申請のあった助成対象者に通知する。

(助成金の返還)

第10条 助成対象者が虚偽の申請をし、又は不正に助成金の交付を受けたと認めるときは、既に交付された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(講演会開催、情報発信等)

第11条 みらいのアスリート・アーティストを目指す児童・生徒の育成を図るため、講演会・講習会等の開催や、鑑賞・体験機会の提供、みらいのアスリート・アーティストにかかる情報収集等に努めるとともに、市ホームページ等による情報発信を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月10日教委訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年1月11日教委訓令第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月5日教委訓令第3号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月5日教委訓令第2号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月24日教委訓令第1号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。